

綾瀬市保健事業協力交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の健康増進を図るために実施する保健事業の協力を行う綾瀬市医師会（以下「医師会」という。）に対して交付金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 健康増進健康診査事業
- (2) がん検診読影（胃・肺）事業

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、別表に定める基準に基づき、算出した額とする。ただし、補助金の額が予算で定める額を超えるときは、予算の範囲内の額とする。

(交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする医師会は、規則第4条に規定する申請書及び関係書類を毎年4月30日までに、市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第5条 規則第7条に規定する通知は、保健事業協力交付金（変更）決定通知書（第1号様式）によるものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付金の交付決定を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(変更等の承認)

第7条 規則第6条第1号及び第2号の承認を受けようとする場合は、保健事業協力交付金変更承認申請書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(交付時期)

第8条 交付金は、3期に分けて交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項に規定する市長の定める期日は、交付金を交付した市の会計年度終了後の5月20日とする。

(書類の整備等)

第10条 医師会は、交付の対象事業に係る収入及び支出の経理状況を明らかにした帳簿を備え、それらに関する証拠書類を整備し、保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、交付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項 目	基 準 額
1 健康増進健康診査	診査票確認 1件当たり300円×件数 ※ただし、250万円を限度とする。
2 がん検診読影	綾瀬市医師会会員等 8,000円×回数×人数 ※ただし、回数は20回、人数は9人を限度とする。
	専門医師 70,000円×回数×人数 ※ただし、回数は4回、人数は1人を限度とする。

第1号様式（第5条関係）

保健事業協力交付金（変更）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった 年度保健事業協力交付金の交付
については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により次の
とおり決定しましたので通知します。

1 交付事業の名称

2 交付金交付決定額 円

3 交 付 条 件 綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市保
健事業協力交付金交付要綱の遵守

第2号様式（第7条関係）

保健事業協力交付金変更承認申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

住所及び所在地

申請者 名 称 ⑩

氏名又は代表者

年 月 日付けで決定を受けた 年度保健事業協力交付金に係る補助対象事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類